

議案第60号

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例について

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成27年5月29日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正  
に伴い、改正の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する  
条例

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年米原市条例  
第69号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項および第47条第3項中「または看護師」を「  
看護師または准看護師」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第28条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、<u>看護師または准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第30条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師、<u>看護師または准看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第32条～第43条 略</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事</p>	<p>米原市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第28条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師<u>または看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第30条 略</p> <p>(職員)</p> <p>第31条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師<u>または看護師</u>を、1人に限り、保育士とみなすことができる。</p> <p>第32条～第43条 略</p> <p>(保育所型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第44条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事</p>

業所に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第45条・第46条 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師または准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第48条以下 略

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

業所に勤務する保健師または看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第45条・第46条 略

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 略

2 略

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師または看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

第48条以下 略